

都 市 消 防 委 員 会
説 明 資 料

平成 29 年 11 月 16 日
住 宅 都 市 局

目 次

長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針（第2次）（案）について

1	目的	1
2	都市計画の見直しの経緯	1
3	「見直し方針とプログラム」（平成20年3月）の実績	2
(1)	「見直し方針とプログラム」を受けた都市計画の見直しの実績	2
(2)	長期未整備公園緑地の状況	2
(3)	長期未整備公園緑地の解消理由	2
4	都市計画の見直し（第2次）の概要	2
(1)	背景	2
ア	長期未整備公園緑地を取り巻く状況の変化	2
イ	名古屋市緑の審議会からの答申（平成28年12月）	3
(2)	都市計画の見直しの考え方	3
ア	基本方針	3
イ	検討の流れ及び結果	4
(3)	建築制限の見直しの考え方	5
ア	建築の許可（都市計画法第53条関係）	5
イ	許可基準の変更（下線部）	5
5	今後の予定	5

長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針（第2次）（案） について

1 目的

- 都市計画決定後長期間経過し、区域内に買収の必要な民有地が存在している長期未整備公園緑地について、関係権利者の計画的な土地利用を可能にし、将来の生活設計が立てやすくなることなどを目的に、平成20年3月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」（以下「見直し方針とプログラム」という。）を策定し、これに基づき都市計画の変更を実施してきた。
- しかしながら、現行の「見直し方針とプログラム」策定から9年が経過し、公園緑地を取り巻く状況の変化を踏まえ、改めて都市計画の見直しの方針を示すものである。

2 都市計画の見直しの経緯

年 月	内 容
平成20年3月	「見直し方針とプログラム」策定・公表
平成21年度～	「見直し方針とプログラム」に基づく都市計画の変更を実施
平成27年6月	名古屋市緑の審議会に諮問 「新たな時代に対応した公園緑地のあり方について ― 長期未整備公園緑地を中心として ―」
平成28年12月	名古屋市緑の審議会より答申

3 「見直し方針とプログラム」（平成20年3月）の実績

(1) 「見直し方針とプログラム」を受けた都市計画の見直しの実績

「見直し方針とプログラム」における、長期未整備公園緑地数	40
「見直し方針とプログラム」における、都市計画の見直し検討区域を含む公園緑地数	20
うち都市計画の変更を実施した公園緑地数	16
その他地元協議の上で都市計画の変更を実施した公園緑地数	1

備考 平成29年4月1日現在

(2) 長期未整備公園緑地の状況

	平成19年4月	平成29年4月
公園緑地数	40	32
都市計画決定面積	1,150ha	996ha
うち民有地	294ha	226ha

(3) 長期未整備公園緑地の解消理由

解消理由	公園緑地数
都市計画の変更	2（土古、呼続）
事業の推進	5（川名、志賀、千句塚、戸笠、名城）
都市計画の変更と事業の推進	1（笠寺）

4 都市計画の見直し（第2次）の概要

(1) 背景

ア 長期未整備公園緑地を取り巻く状況の変化

- ・一層厳しさを増す財政状況
- ・関係権利者への建築制限のさらなる長期化

イ 名古屋市緑の審議会からの答申（平成28年12月）

(都市計画の見直しの視点)	
<ul style="list-style-type: none"> ・宅地化の進行区域において土地利用状況に応じたよりきめ細かな区域の見直し ・樹林型の公園緑地において長期にわたり非樹林地となっている区域の見直し ・規模が大きく移転困難な施設が立地している区域の見直し 	

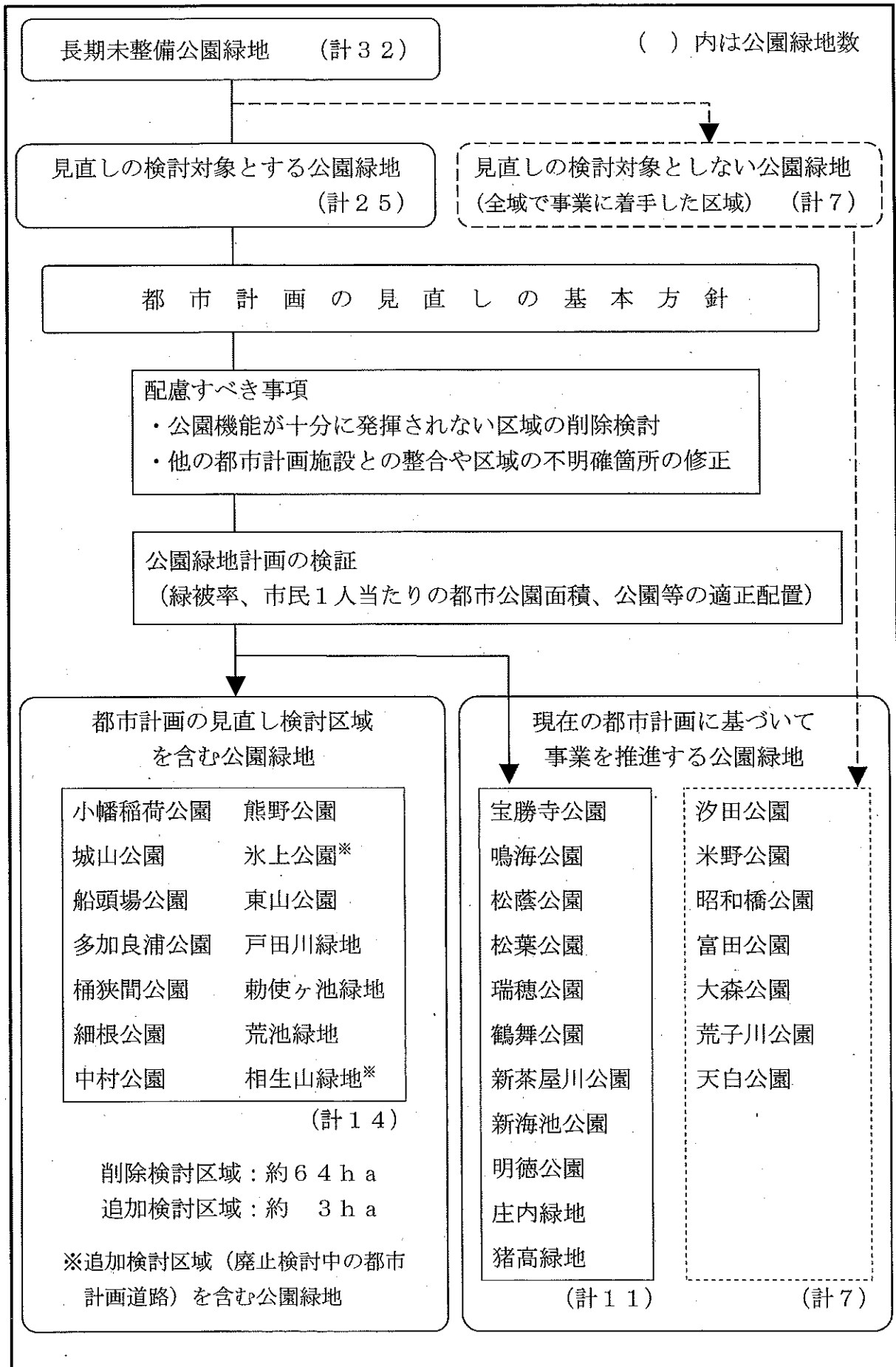
(2) 都市計画の見直しの考え方

ア 基本方針

1	樹林地の保全、文化財の尊重	現況でまとまりのある樹林地や、遺跡等で歴史上又は学術上価値の高いものがある区域は、計画をできる限り変更しない。
2	緑を保全する制度の活用	特別緑地保全地区等の緑を保全する制度の活用が可能であり、公園の機能面からも支障がない場合は、計画区域の削除を検討する。
3	地域のまちづくりの中での変更	近隣で土地区画整理事業等によるまちづくりが行われる場合や、同等の機能・規模を持つ用地が取得可能な場合は、計画の位置や区域の変更を検討する。
4	一体利用が効果的な施設の公園への編入	都市計画公園緑地に隣接し、公園緑地と一体的に利用することが効果的な公共施設等については、既決定区域への編入を検討する。
5	計画に支障のない範囲での宅地化の進行区域の削除	<ol style="list-style-type: none"> 1) 縁辺部にあり、道路等によって区切られた街区等でおおむね8割以上宅地化している区域は削除を検討する。 2) <u>縁辺部にあり、おおむね1ha以上かつ8割以上宅地化している区域は削除を検討する。</u> 3) <u>樹林型の公園緑地において、おおむね1ha以上かつ50年以上非樹林地となっており、周辺樹林への影響がない区域は削除を検討する。</u> 4) <u>規模が大きく移転困難な施設は区域削除を検討する。(学校グラウンド、一団の墓地等)</u>

(注) 下線部は、今回新たに加えた視点

イ 検討の流れ及び結果



(3) 建築制限の見直しの考え方

ア 建築の許可（都市計画法第53条関係）

都市計画公園緑地内において建築物の建築をしようとする者は、名古屋市長の許可を受けなければならない。

イ 許可基準の変更（下線部）

現行	変更後
<p>・当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却できるものであると認められる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと 2 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること 	
<p>ただし、「見直し方針とプログラム」において、策定後10年以内に事業着手を予定していない区域及び都市計画の削除検討区域について、上記1の階数の上限を3以下に緩和する。</p>	<p>ただし、「<u>見直し方針とプログラム（第2次）</u>」において、策定後10年以内に事業着手を予定していない区域及び都市計画の削除検討区域について、上記1の階数の上限を3以下に緩和する。</p>
	<p>・<u>買収や整備を必要としない神社仏閣等を対象に、その用途である場合（追加）</u></p>

5 今後の予定

年 月	内 容
<p>平成29年12月～ 平成30年1月</p>	<p>・パブリックコメントの実施</p>
<p>平成30年3月</p>	<p>・「見直し方針とプログラム（第2次）」の策定・公表</p>
<p>平成30年度～</p>	<p>・地元説明会等の実施 ・都市計画変更の手続き</p>

(参考) 長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム(第2次)(案)の策定の流れ

